

戸籍証明書等の請求書

平成 年 月 日

初山別村長 様

※ 請求には本人確認資料が必要です。

その他の注意事項は裏面に記載されています。

請求者	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	生年月日 大・昭・平 年 月 日
窓口 にきた方 (請求者と 違うとき)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏名	生年月日 大・昭・平 年 月 日
必要な 戸籍等 の表示	本籍	北海道苫前郡初山別村字 番地
	筆頭者の氏名	
	個人事項証明(抄本)の 場合は必要な方の氏名	
戸籍に記載されて いる方との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母)	<input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫)
請求者が上記に該当しない場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を 詳細に記載してください。		
請求 の理 由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 ()	
権限 書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()	
証 明 書 の 種 類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本・戸籍全部事項証明 戸籍に記載されている方全員の証明	通
	<input type="checkbox"/> 戸籍抄本・戸籍個人事項証明	通
	<input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明書 必要な方の名前 () 必要な事項 ()	通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本・抄本	通
	<input type="checkbox"/> 除籍謄本(除籍に記載されている方全員の証明)	通
	<input type="checkbox"/> 除籍抄本	通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明(除籍に記載されている方全員の証明)	通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明	通
	<input type="checkbox"/> 除籍一部事項証明書 必要な方の名前 () 必要な事項 ()	通
	<input type="checkbox"/> 受理証明書 <input type="checkbox"/> 届出記載事項証明書 証明に必要な届 ()届 届出の年月日 (年 月 日)	通

市町村取扱使用欄 本人確認 免・パ・外・住・その他()

請求に当たっての注意事項

1 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。

7 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

8 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。